

【資料9】

業務継続計画（BCP）の策定について

令和5年3月

兵庫県福祉部高齢政策課

業務継続計画（BCP）とは

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳され、「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書です。

介護施設等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられています。

一方、利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

上記の理由から、他の業種よりも介護施設等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP作成など災害発生時の対応について準備することが求められます。

（出典）厚生労働省資料

業務継続計画（BCP）策定義務化の概要

令和3年度の介護報酬改定により、全ての介護サービス事業所等を対象として、業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の実施等が義務付けられました。
（令和6年3月末までは努力義務）

＜要点＞

- ①介護保険法上の指定を受ける全ての介護サービス事業所が対象
- ②策定に加えて、研修や訓練（シミュレーション）の実施も義務付け
- ③感染症及び自然災害それぞれに対応する内容であること（一体的に作成することも可）

令和6年4月以降に未策定である場合、指定権者による指導監査の対象となりうることに留意いただき、早期の策定完了に向けた対応をお願いします。

【参考1 基準省令（令和3年厚生労働省令第9号）】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この省令の施行の日から令和6年3月31日までの間、【・・・中略・・・】新介護老人保健施設基準第二十六条の二（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、【・・・中略・・・】の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

【参考2 解釈通知（平成12年3月17日老企第44号の一部改正）】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

第4 運営に関する基準

26 業務継続計画の策定等

(1) 基準省令第26条の2は、介護老人保健施設は、業務継続計画を策定するとともに、【・・・中略・・・】必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。【・・・中略・・・】

(2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。【・・・中略・・・】また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

① 感染症に係る業務継続計画

イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

ロ 初動対応

ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

② 災害に係る業務継続計画

イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

ハ 他施設及び地域との連携

【参考3 解釈通知（平成12年3月17日老企第44号の一部改正）】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

第4 運営に関する基準

26 業務継続計画の策定等

- (3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
- (4) 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

県内介護事業所のBCP策定状況調査結果 (R4. 6月末時点 兵庫県調査)

	義務化 認識あり	自然災害BCP			感染症BCP		
		策定済	策定途中	未策定	策定済	策定途中	未策定
施設系	95.4%	25.1%	55.6%	19.3%	27.9%	52.1%	20.0%
通所系	92.8%	20.0%	55.5%	24.5%	24.5%	50.4%	25.1%
訪問系	93.8%	14.0%	56.6%	29.3%	20.3%	53.1%	26.6%
全平均	93.7%	18.6%	56.0%	25.4%	23.4%	51.8%	24.5%

回答率：約53%（県内の介護サービス事業所の登録メールアドレスあてにアンケート回答を依頼）

<分析>

- ・全サービス共通で、策定義務化の認識率は9割を超えてる
- ・感染症BCPの方が自然災害BCPより策定率がやや高い（全体を通した策定率は2割程度）
- ・施設系 → 通所系 → 訪問系 の順に策定率は低くなる傾向

BCP策定に向けた取組の支援内容① 厚生労働省の支援

厚生労働省ホームページにおいて策定作業に必要な情報が分かりやすくまとめられているので、積極的にご活用ください。

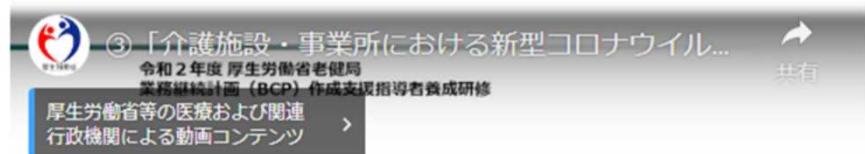
<掲載内容（一部）>

①サービス種別（入所/通所/訪問系）ごとの研修動画、資料

厚生労働省ホームページ
2次元コードはこちら →



②感染症、自然災害BCPの各ガイドライン（冊子）



介護施設・事業所における
新型コロナウイルス
感染症発生時の
業務継続ガイドライン
作成のポイント
—入所系—



2021年2月

YouTube動画イメージ

③上記ガイドラインを参考にして策定できるひな形

(出典) 厚生労働省資料

BCP策定に向けた取組の支援内容② 兵庫県の支援

兵庫県高齢政策課において、次の支援を計画中です（現時点での計画内容です）

<支援内容>

①支援窓口の設置

- ・支援内容 未策定の事業所に対する個別の働きかけ、策定支援に関する各種研修の案内
- ・開設時間 10時～16時（土・日・祝日を除く）

②研修会の開催

- ・開催回数 5回（予定）

参考 兵庫県防災支援課のBCP研修

兵庫県防災支援課においても、令和4年度に引き続き、BCP策定に関連した研修事業を実施予定です。

- ・開催時期 令和5年5月頃～（予定）
- ・開催回数 全35回程度（予定）

